

受託中小企業振興法第3条第1項の規定に基づく振興基準改正（案）に対する意見公募要領

令和8年4月10日
中小企業庁事業環境部取引課

1. 意見公募の趣旨・目的・背景

受託中小企業振興法第3条第1項に基づく「振興基準」は、受託中小企業の振興を図るため、中小受託事業者及び委託事業者のよるべき一般的な基準として経済産業大臣が定めるものです。

振興基準は、令和7年5月に「下請代金支払遅延等防止法及び下請中小企業振興法の一部を改正する法律」が成立したことに伴い、当該改正法の内容を反映させる改正を令和7年10月1日付で実施し、令和8年1月1日で施行したところです。

その改正後、知的財産取引に関する実態調査が行われ、知財取引に係る問題事例が複数報告されたこと、また型の無償保管に対する取適法に基づく勧告が相次いで行われていること、さらに調達担当現場への価格転嫁の意識の浸透が課題として指摘されていること、といった状況の変化が起きていることをふまえ、価格転嫁・取引適正化をより一層推進すべく、受託中小企業振興法第3条第1項の規定に基づく振興基準の改正を行うこととしました。

ついては、広く国民の皆様から意見をいただきたく、以下の要領で意見の募集をいたします。忌憚のない意見を下さいますようお願い申し上げます。

2. 意見公募の対象

「受託中小企業振興法第3条第1項の規定に基づく振興基準改正（案）」

3. 資料入手方法

- (1) 電子政府の総合窓口「e-Gov」における掲載
- (2) 窓口での配布

中小企業庁事業環境部取引課（東京都千代田区霞が関 経済産業省別館7階）

4. 意見募集期間（意見募集開始日及び終了日）

令和8年4月10日（金）～令和8年5月10日（日）必着

5. 意見提出先・提出方法

別紙の意見提出用紙に日本語で記入の上、以下いずれかの方法で送付して下さい。

- (1) 電子政府の総合窓口「e-Gov」
電子政府の総合窓口「e-Gov」(<https://search.e-gov.go.jp/servlet/Public>)の意見提出フォームからご提出ください。
- (2) 郵送
意見提出用紙に氏名、連絡先及び本件への意見を記入の上、下記の住所宛にお送り下さい。

住所：〒100-8901

東京都千代田区霞が関1-3-1

中小企業庁事業環境部取引課 パブリックコメント担当 あて

(3) 電子メール（意見提出用紙を添付してお送り下さい。）

意見提出用紙に氏名、連絡先及び本件への意見を記入の上、下記のメールアドレス宛てにお送り下さい。

メールアドレス： bzl-shitaukeshinko@meti.go.jp

（電子メールの件名を「受託中小企業振興法第3条第1項の規定に基づく振興基準改正（案）に対する意見」として下さい。）

※ 電話での意見提出はお受けしかねますので、あらかじめ御了承下さい。

6. その他

皆様からいただいた意見については、最終的な決定における参考とさせていただきます。なお、いただいた意見についての個別の回答はいたしかねますので、あらかじめ、その旨を御了承下さい。

提出いただきました意見については、氏名（法人又は団体の場合は名称）、住所、電話番号及びメールアドレスを除き、すべて公開される可能性があることを、あらかじめ御承知おき下さい。ただし、意見中に、個人に関する情報であって特定の個人を識別しうる記述がある場合及び個人・法人等の財産権等を害するおそれがあると判断される場合には、公表の際に当該箇所を伏せさせていただきます。

意見に附記された氏名、連絡先等の個人情報については、適正に管理し、意見の内容に不明な点があった場合等の連絡・確認といった、本案に対する意見公募に関する業務にのみ利用させていただきます。

